

第1章 社会と共有したい幼児教育の基本的な考え方

1. 幼児教育の重要性

- ・ 人の一生において、幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期。
- ・ 近年、乳幼児の頃からの質の高い教育がその時期の発達にとって重要であることや、その後の人生において多面的に良い効果をもたらすことなどが明らかにされてきており、OECD諸国においても幼児教育の改革が行われている。
- ・ 全ての幼児に格差なく質の高い幼児教育を保障することが必要。

2. 幼児期の発達の特性

- ・ 幼児期は、幼児自身が自発的・能動的に環境と関わりながら、生活の中で状況と関連付けて、必要な能力や態度などを身に付けていく時期。
- ・ 幼児期の学びは身体の諸感覚を通して対象に関わることにより成り立つものであり、成長が著しいこの時期に、豊かで多様な体験を十分に行うことができるようにすることが、将来にわたる健全な発達や社会の変化に柔軟に対応する力を育成することにつながる。

3. 幼児教育の基本

- ・ 幼児教育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）においては、3要領・指針に基づき、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等が意図的・計画的に魅力的な環境を構成し、幼児が主体性を十分に発揮しながらその環境に関わる遊びや生活を展開することにより幼児の発達を促すという「環境を通して行う教育」を基本としている。
- ・ 幼児は同年齢であっても発達の個人差が著しいほか、家庭環境や生活経験等に違いがあり、一人一人の特性や発達の課題等に応じて教育を行うことが求められている。
- ・ 幼児期においては、遊びを通しての指導を中心的に行うことが重要。

第2章 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の成果と課題等

1. 幼児教育の基本に関する事項

（1）身体の諸感覚を通した豊かな体験

- ・ 幼児期の発達の特性を踏まえ、幼児期こそ、様々な人やものなどに直接関わり、身体の諸感覚を通して感じ取ったり気付いたりする体験や、自分の思いや考えを言葉にして伝え相手の思いや考えを聞く体験、自分から進んで環境に関わり新たな発見等をしったりする体験、人との関係が深まっていく体験等を積み重ねていくことが重要。
- ・ 家庭や地域において、幼児の発達に必要な直接的・具体的な体験を十分に確保することが困難になってきている中、幼児教育施設において、様々な人やもの、自然や文化等と直接的・具体的に触れて関わり、豊かな体験をする機会を積極的に設けていくことが一層必要。

（2）自発的な活動としての遊び

- ・ 幼児の自発的な活動としての遊びを通しての学びは、客観的・抽象的な認識や思考が発達していくことになる小学校以降の生活や学習の基盤となり、ひいては言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の持続可能な社会の創り手として必要な資質・能力の基礎を培う重要なもの。
- ・ 一部の幼児教育施設においては、子供の興味・関心ではなく、SNS等からの偏った情報やそれらに影響を受けた一部の保護者のニーズを優先するなどし、例えば幼児に知識・技能を早期に獲得させることを目的とするなど、ややもすると、幼児の発達にふさわしくない教育活動が行われているとの指摘がある。
- ・ 国においては、幼児期の発達の特性や幼児期にふさわしい教育の在り方について、幼児教育施設はもとより、保護者や地域等に対する一層の普及啓発に取り組んでいくことが必要。

（３）幼児教育において育みたい資質・能力

- ・ 幼児教育施設において、小学校以降の生活や学習につながる資質・能力を育むことが求められていることの認識が高まるとともに、小学校教育との接続を意識した実践が行われるようになってきたなどの成果が上ってきている。
- ・ 一方、幼児教育関係者の中には、当該資質・能力と５領域のねらい及び内容、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関係を理解して実践につなげていくことが難しいという指摘や、小学校関係者の中には、小学校学習指導要領の各教科等で示されている資質・能力にどのようにつながっているのか理解することが難しいなどの指摘がある。
- ・ 国や地方自治体においては、幼児教育において育みたい資質・能力と５領域のねらい及び内容、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関係について、より実践的な調査研究を進め、幼児教育の充実につなげていくことが必要。

（４）「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- ・ 幼保小相互の連携・協働の意識が高まるとともに、幼保小の合同研修等においても「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が活用され、幼保小接続期の教育に関する相互理解が深まっているなどの成果が上ってきている。
- ・ 一方、幼児教育関係者の中には、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の文言のみで幼児を捉えようとしたり、幼児を当てはめて、できる・できないと安易に評価したりしているなどの課題や、小学校関係者の中には、具体的にどのように活用してよいか分からないなどの課題も生じている。
- ・ 国や地方自治体においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の具体的活用等について、研修等を通じて一層の理解・啓発を図ることが必要。

（５）幼児理解に基づいた評価

- ・ 幼児教育施設における評価とは、幼児の姿がどのように変容しているかを捉えながら、そのような姿が生み出されてきた様々な状況について適切かどうかを検討し、教育をよりよいものに改善するための手掛かりを求めること。
- ・ 各領域のねらい及び内容やそれに基づく活動全体により育まれていく資質・能力についての理解が、幼児期にふさわしい評価としての幼児理解の深まりや指導の改善につながっていく。そのため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等はこれらの実施に必要となる幼児教育の専門性を高めていくことが必要。

２．現代的諸課題に応じて検討すべき事項

（１）幼児教育施設におけるＩＣＴの活用

- ・ 国においては、幼児教育の「環境を通して行う教育」の環境にはデジタル環境が含まれることを明確にするとともに、ＩＣＴの効果的な活用方法等についてより実践的な調査研究を進め、その上で、例えば１クラスに複数台の幼児向けタブレット端末やＷｉ－Ｆｉ等を配備するなど、必要なデジタル環境の整備について検討することが重要。
- ・ その際、ＩＣＴを通じて得られた体験はあくまで疑似体験であり、幼児期は直接的・具体的な体験が何より重要であることを踏まえることや、ＩＣＴの操作の習得を目的とした活動や一方的な指導の道具となることなどがないよう、活用上の留意点についても併せて検討することが必要。

（２）特別な配慮を必要とする幼児への指導

- ・ 幼児の障害や文化的・言語的背景などの特性を踏まえた教育を行っていくことが必要。そのためには、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の専門知識の向上を図るとともに、継続的な支援を可能にする体制作りが重要。
- ・ 国及び地方自治体においては、幼児教育施設と関係機関との連携を促進するとともに、幼児教育施設が必要とする専門知識を有する人材を育成するなど人的体制の充実を図り、幼児教育アドバイザーなどを積極的に派遣し支援していくことが求められる。また、園内研修等により幼稚園教諭・保育士・保育教諭等や職員の専門知識の向上を図っていくことができるよう、研修プログラムを開発し、研修に活用できる資料や教材を提供することが必要。

（３）幼稚園等が行ういわゆる預かり保育

- ・ 長時間利用の幼児にとって充実し、心身の負担が少なく無理のない教育活動の工夫等が必要。
- ・ 教育課程に係る教育時間と預かり保育に係る教育時間において行う教育内容や幼児の体験のつながりをどのように捉えていくかが課題との指摘がある。
- ・ 国や地方自治体においては、教育課程に係る教育時間終了後等においても、幼児の学びや成長につながる教育活動が実施されるよう、幼稚園等における預かり保育について、より実践的な調査研究を進め、預かり保育の充実につなげていくことが必要。

（４）幼稚園等における満３歳以上児の教育の接続

- ・ 満３歳児は本来２歳児クラスに相当する年齢であることや年度途中から入園することなどを踏まえ、当該年齢における発達や特性等を踏まえた指導について、より実践的な調査研究を進め、幼児教育の充実につなげていくことが必要。
- ・ 就園の有無も含めて多様な成育環境であることや様々な発達状況にある満３歳未満児の実態を踏まえながら、満３歳以上児の幼児教育との円滑な接続や幼保小の接続を見通した、幼児期における教育の一貫性・連続性の確保という観点から、幼児教育の充実を図っていくことが重要。

（５）地域における幼児教育施設の役割

- ・ 幼児教育施設は、地域の幼児教育の中核的存在として、在園児のみならず、地域の子供に幼児教育の機能と施設を積極的に開放し、様々な家庭や年齢層の子供が学びの環境に関わることができるようにすることが重要。
- ・ 幼児教育施設が、子育てや教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、保護者同士の交流の場や機会を提供したりすることなどが重要。
- ・ 幼児教育施設を拠点として様々な施設、団体、人々がつながりを作ることにより、まち全体が活性化し、幼児や保護者はもとより、地域住民のウェルビーイング向上につながっていくことが期待。
- ・ 保護者の家庭での養育等の重要性についても普及啓発を行っていくことが重要。

３．幼児教育と小学校教育との円滑な接続

- ・ 一部の地域では、幼保小の合同研修や幼保小の接続を意識した教育実践が取り組まれ、幼児教育施設において、小学校の各教科等で積み重ねられてきた指導の専門性等を参考に、幼児の主体的な遊びを支える働きかけが充実されたり、小学校において、入学当初の小学校教諭等の指導方法が変わり、子供の主体的な姿がより見られるようになってきたりしているなどの成果が上がっている。
- ・ 一方、全国的に見ると幼保小の接続に関する取組は未だ不十分であるという課題も生じている。小学校低学年においていじめの認知件数が多く、また、不登校児童の増加率が高いことを踏まえると、いじめ・不登校対策の観点からも、幼保小接続期の教育の充実について検討を行い、対策に取り組むことが重要。
- ・ 幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るに当たっては、幼児教育施設と小学校の両者が連携の意識をもち、教育実践を見合い、相互の共通理解を図ることが重要である。その上で、幼児教育施設においては、小学校以降の教育を見通しながら、幼児に直接的・具体的な豊かな体験を通して小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力が育成されるようにすること、小学校においては、幼児期には幼児自らが遊びに向かう自発性を大切に「環境を通して行う教育」が行われていることを踏まえ、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かい、授業や学習の楽しさと充実感を感じながら基礎的な学力を身に付けていくようにすること、特に入学当初は幼児教育との指導方法の連続性・一貫性を確保することが重要。
- ・ 小学校以降の教育においては、「令和の日本型学校教育」の実現を目指して、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善につなげていくことが求められており、こうした小学校以降で進められている教育の方向性は、子供それぞれの興味・関心や一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出す観点から、幼児教育の「環境を通して行う教育」の考え方とつながっていると考えられる。
- ・ 小学校教育においては、新たなＩＣＴ環境や先端技術も活用しつつ、「環境を通して行う教育」という幼児教育の基本的な考え方を取り入れた教育実践の研究・普及を行っていくことが考えられる。その際、効果的な教育実践に向けて、幼保小で協働して取り組んでいくことも必要。

第3章 必要な条件整備

（１）地方自治体における幼児教育担当部局の在り方

・ 地方自治体においては、設置者や施設類型を問わず、幼児期及び幼保小接続期の教育に関しては、教育委員会が一元的に所管したり、又は他の関係部局が所管する場合においても教育委員会が一定の責任を果たす組織体制を構築したりすることなどにより、教育委員会が有する学校教育の専門的知見を生かしながら、幼児教育段階から高等学校教育段階までの教育の一貫性・連続性を確保した施策を展開することが重要。

（２）今後の幼児教育施設の在り方

・ 国においては、今後、人口減少が急速に進み、運営の継続が困難となる幼児教育施設が増える地域も出てくることが見込まれる中、地域において幼児教育施設の規模や期待する役割など今後のその在り方について検討を進めることができるよう、調査研究を行うなど支援していくことが必要。

・ 地方自治体は、公立幼稚園の役割を踏まえ、域内において公立幼稚園が果たすべき役割を明確化するとともに、その役割を果たせるよう、地域の実情や保護者のニーズ等を踏まえつつ、公立幼稚園における３年保育や預かり保育の実施、認定こども園への移行などについて検討することが必要。

・ 国立大学附属幼稚園においては、教育課題に係る先進的な実践研究を行い、公開保育や交流人事、指導資料の開発等を通じて研究成果の普及を図ってきた。今後もこれらの取組を通じて、広域のネットワークを形成しながら、地域の幼児教育を牽引する役割を果たしていくことが重要。

・ 近年、認定こども園が増加傾向にあるほか、幼児期における教育の一貫性・連続性の確保という観点から、幼児教育の内容の充実を図っていくことが求められている。国立大学においても、そのような教育研究を進めるため、地域の教育課題等を踏まえつつ、附属幼稚園の認定こども園への移行を検討することも考えられる。

（３）幼児教育施設への支援体制

・ 地方自治体は、地域における幼児教育の質向上や幼保小の接続等の取組を一体的に推進するため、教育活動への指導・助言等の役割を担う幼児教育センターの設置や幼児教育アドバイザー等の配置、それらの活用を推進することが重要。

・ 国は、幼児教育センターや幼児教育アドバイザー等の果たす役割を踏まえ、法令等に明確に位置付けることについて検討。

・ 都道府県においては、自ら設置する幼児教育センターの活用や幼児教育アドバイザー等の派遣により域内の市町村を支援するほか、政令市や中核市等が設置する幼児教育センターや幼児教育アドバイザー等を近隣の市町村も活用することができるよう広域連携を促進することにより支援していくことが必要。

・ 地方自治体においては、地域の幼児教育ビジョンを明確にするとともに、幼児教育施設の合同研修の実施や幼児教育アドバイザー等の育成に取り組んでいくことが必要。

・ 架け橋期（５歳児から小学校１年生の２年間）のカリキュラムの策定等を進め、幼保小において、育みたい資質・能力や遊び・学びのプロセス、教育活動について相互理解を図り、幼児教育及び小学校教育の充実並びに幼保小の円滑な接続を図ることが必要。

・ 地方自治体においては、教育委員会が中心となり、架け橋期のコーディネーターの配置・育成等を進め、架け橋プログラム促進のための体制を構築することが重要。国においては自治体の取組を支援することが必要。

（４）EBPMの推進

・ 引き続き、国内の幼児教育施設における教育活動の実施状況等について把握し、検討を進めることが必要。

・ 今後、幼児教育におけるエビデンスに基づく政策形成の重要性が高まるにつれて、NIERセンター（国立教育政策研究所幼児教育研究センター）の国内の調査研究拠点の中核としての役割が一層重要。NIERセンターにおいては、大学や地方自治体、幼児教育関係団体、民間研究機関等とそれぞれの特性や強みを踏まえつつ連携・協力を図り、NIERセンターを中核として国内外の研究ネットワークを構築することが期待される。